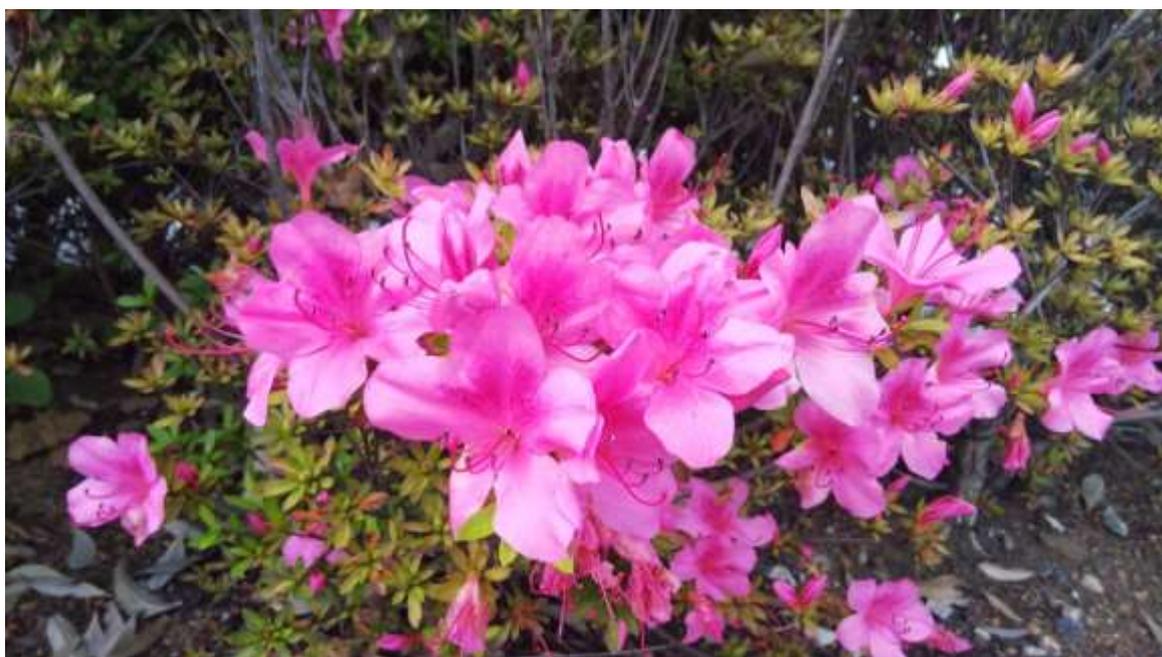


国分寺市緑の基本計画実施計画 (令和3年度～6年度)



【東恋ヶ窪でんしゃ公園のさつき(市の花)】

令和3年3月

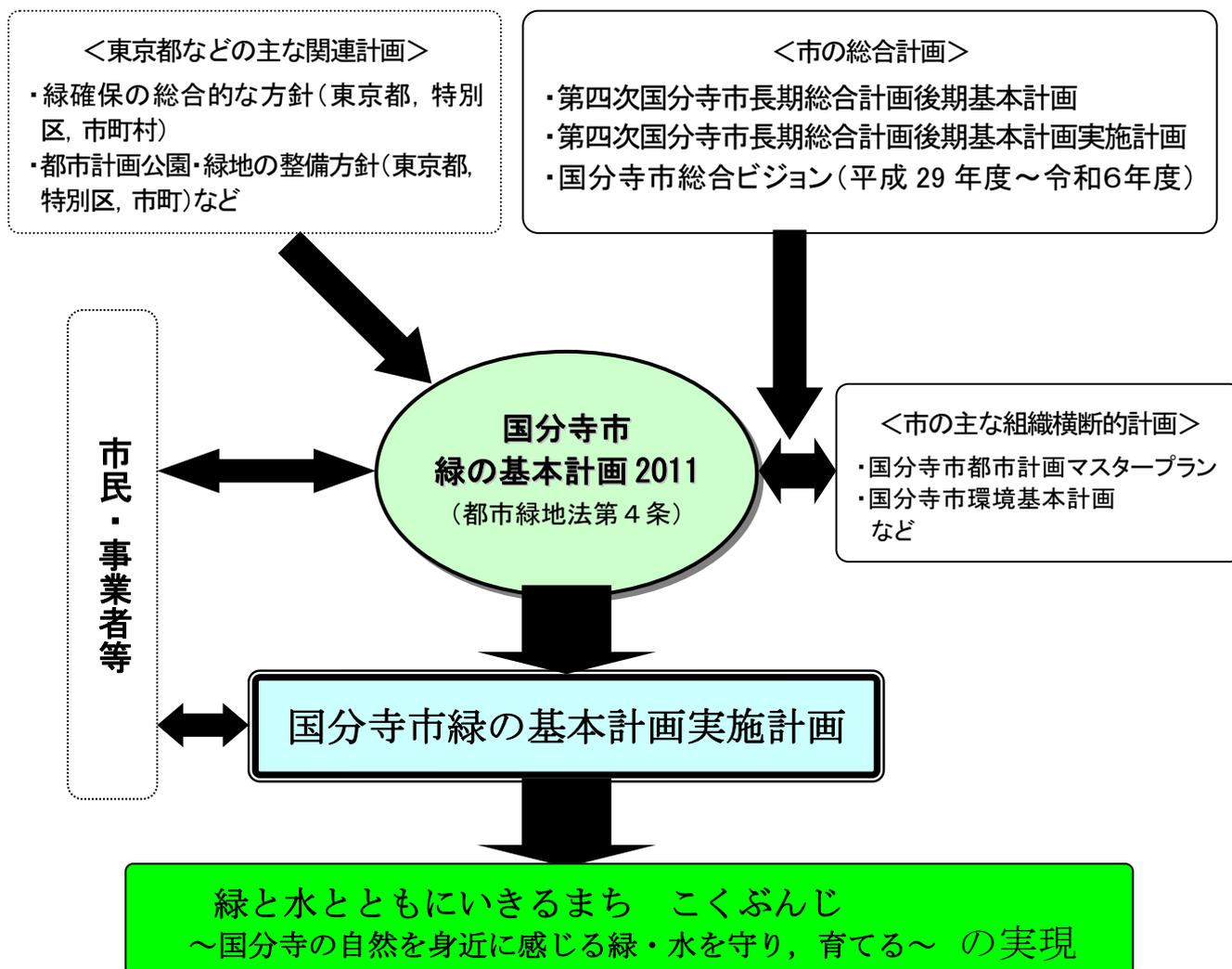
I 国分寺市緑の基本計画実施計画（令和3年度～6年度）の概要

【1. 実施計画の策定趣旨】

「国分寺市緑の基本計画 2011」（平成23年3月改定）は、「緑と水とともにいきるまちこくぶんじ～国分寺の自然を身近に感じる緑・水を守り，育てる～」を緑と水の将来像に掲げた緑化施策等に関する20年間の計画となっており，緑と水の将来像の実現に向けて，6つの基本方針のもと129の主な取組を掲げています。

この基本計画に掲げた施策を計画的かつ効果的に推進していくため，令和3年度から6年度までの今後4年間の短期で展開可能な施策について検討し，抽出された49施策の実施方法や実施時期などを具体化して取りまとめたものが，「国分寺市緑の基本計画実施計画（令和3年度～6年度）」です。

【2. 実施計画の位置付け】



【3. 計画期間及び施策の推進】

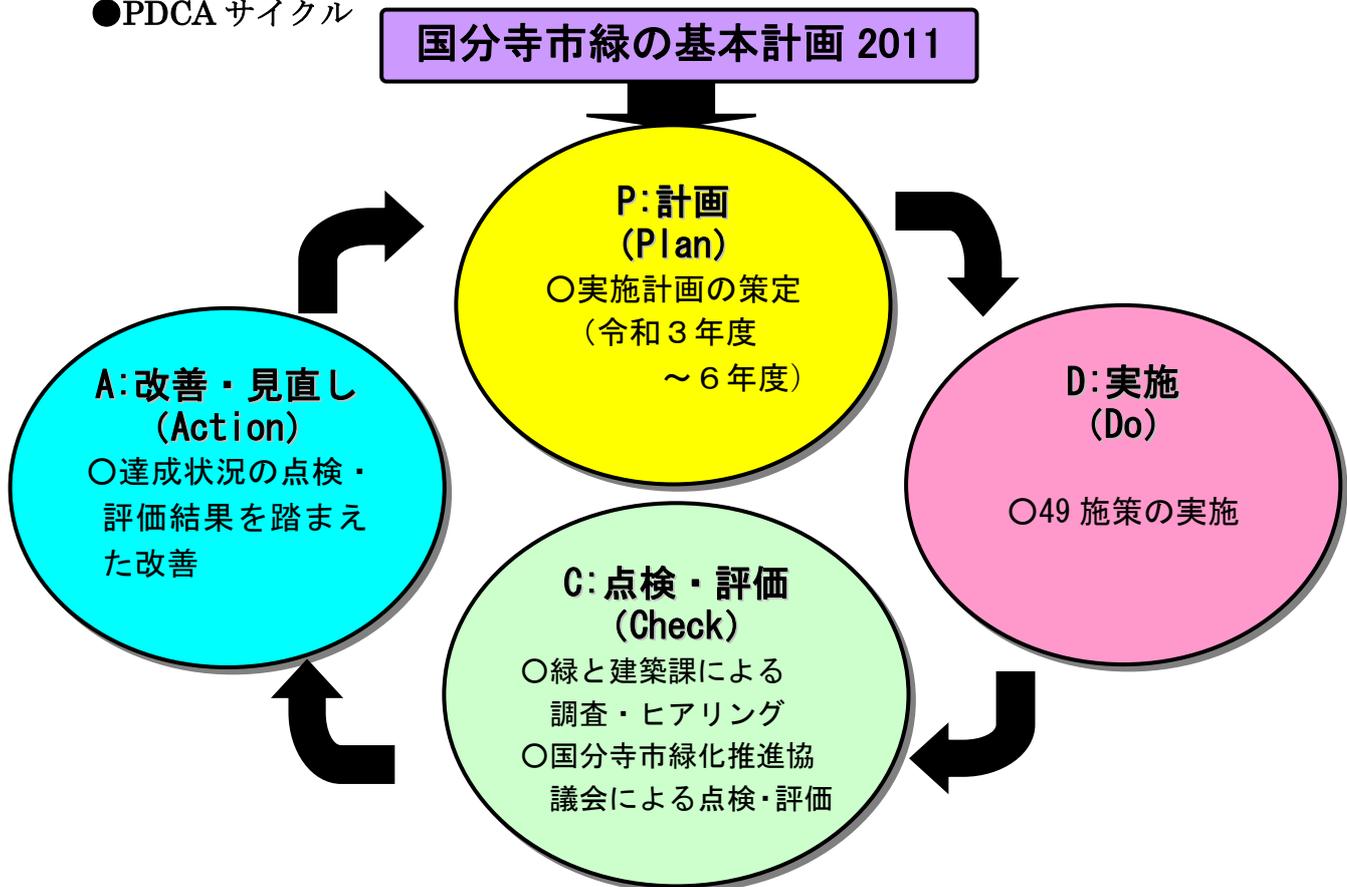
実施計画の計画期間は、令和3年度から6年度までの4年間とし、国分寺市総合ビジョンの策定内容を踏まえつつ、施策展開を行っていきます。なお、令和7年度からの新たな実施計画については、国分寺市総合ビジョンの策定状況を踏まえつつ、見直しを図ります。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
基本計画	→																			
実施計画	→				→				→				→				→			
見直し																				
改定																				

【4. 今後の展開及び施策の推進】

緑の基本計画実施計画は、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Action）の「PDCA サイクル」に基づいて、施策実施の評価・点検を行いながら推進していきます。

●PDCA サイクル



【5. 実施計画の体系】

緑の基本計画実施計画は、6つの基本方針のもとに、17の施策の方向と49の具体施策で構成されています。

<6つの基本方針>	<施策の方向>	<具体施策>
<p>1. 緑と水の保全・活用 国分寺崖線の緑や湧水、農地、雑木林、屋敷林など、本市の貴重な緑と水辺を守り、活かし、次世代に引き継いでいきます</p>	<p>(1) 崖線樹林地や雑木林などの保全・再生・活用</p> <p>(2) 屋敷林・社寺林などの保全・活用</p> <p>(3) 優良な農地の保全・活用</p> <p>(4) 水環境の保全・活用</p>	<p>1. 保存樹林地制度による保全</p> <p>2. 特別緑地保全地区の指定検討</p> <p>3. 樹林地の公有地化の推進</p> <p>4. 萌芽更新（樹木更新）などによる樹林地の若返り・再生</p> <p>5. 樹林地の適切な維持・管理</p> <p>6. 保存樹木への指定</p> <p>7. 天然記念物の周知</p> <p>8. 生産緑地地区の追加指定の促進</p> <p>9. 都市公園整備等に向けた買い取り</p> <p>10. 地産地消の促進</p> <p>11. 湧水量の安定確保に向けた開発事業の適切な協議</p> <p>12. 地下水の適正利用要望</p> <p>13. 地下水の汚染防止</p> <p>14. 湧水地の親水空間としての活用</p> <p>15. 市民等と協働による湧水地の維持・管理</p> <p>16. 民間施設に対する雨水浸透施設の設置協力の要望</p> <p>17. 開発事業に伴う雨水浸透施設の設置</p> <p>18. 公共施設整備における雨水浸透施設の設置推進</p> <p>19. 湧水・地下水・野川等に関するモニタリング調査の実施</p> <p>20. 用水の復元・親水化整備検討</p> <p>21. 胎内掘跡周辺の保全・活用</p> <p>22. 野川流域河川整備計画に基づく早期整備を東京都に要望</p>
<p>2. 生態系の保全・回復 緑の減少抑制や既存の生態系に配慮した緑の維持・創出により、在来生物が生息・生育しやすい環境を保全・回復していきます</p>	<p>(1) 生物の生息空間の保全・整備</p>	<p>23. 市内の生息生物の実態把握と環境影響評価指標の基礎データとしての活用</p> <p>24. 拠点的な緑・水辺におけるビオトープづくり</p>

<p>3. 公園・緑地の整備</p> <p>日々の生活にうるおいと安らぎ, 安心を感じることができるように, 市民に親しまれる公園・緑地を整備していきます</p>	<p>(1) 都市公園・緑地の配置の考え方</p> <p>(2) 都市計画公園・緑地の整備・見直し</p> <p>(3) 身近な公園・緑地の整備・充実</p> <p>(4) 特色ある公園・緑地の整備</p> <p>(5) 安全で安心できる公園の整備・充実</p> <p>(6) 公園・緑地の適切な維持・管理</p>	<p>25. 都市計画決定済公園の整備と配置の適正化</p> <p>26. 都市計画決定済公園の整備と公園空白地帯での優先整備</p> <p>27. 都市計画決定済み公園・緑地の整備</p> <p>28. 都市計画公園・緑地の新規指定</p> <p>29. 身近な公園の市民参加による計画的な整備</p> <p>30. 開発事業に伴う提供公園整備の促進</p> <p>31. 史跡指定地の公有地化と公園整備</p> <p>32. 雑木林の都市計画緑地の指定検討</p> <p>33. 身近な公園の防災機能の整備</p> <p>34. 公園施設の定期点検の実施</p> <p>35. 公園施設の更新・廃棄の検討</p> <p>36. 市民と市との協働による公園の維持・管理</p>
<p>4. まち中の緑化</p> <p>市民や事業者等とともにまち中の緑を守り, 増やしていくことで, 緑の豊かさを実感できるまちを目指していきます</p>	<p>(1) 公共公益施設の緑化</p> <p>(2) 民有地の緑化</p>	<p>37. 公共公益施設の緑化</p> <p>38. 都市計画道路の街路樹の確保</p> <p>39. 野川や用水路周辺の緑化</p> <p>40. 開発敷地内の緑化充実と接道緑化の促進</p>
<p>5. 緑と水のネットワーク</p> <p>緑と水辺が持つ機能を高めるため, 緑や水辺の拠点や軸によりネットワークを形成していきます</p>	<p>(1) 拠点や軸を構成する緑や水辺の保全・整備</p>	<p>41. 幹線道路及び沿道空間の緑化</p> <p>42. 用水路周辺の緑化・親水空間化の検討</p>
<p>6. 協働による緑づくり</p> <p>市民や事業者等と市が役割分担のもと, 協働で緑と水を守り, つくり, 育てていきます</p>	<p>(1) 緑地の保全及び緑化への意識の醸成</p> <p>(2) 市民の手による緑のまちづくり活動の促進</p> <p>(3) 市民主体の緑のまちづくり活動への支援</p>	<p>43. (仮称) 緑の情報センターの設置</p> <p>44. エコミュージアムの紹介・活用</p> <p>45. 自然に関する学習機会の提供や催しの開催による緑化意識の向上</p> <p>46. せん定枝の再利用</p> <p>47. 市民などによる「コミュニティガーデン」づくりの促進</p> <p>48. 「緑のボランティア制度」の充実</p> <p>49. 活動への支援の拡充検討</p>

【6. SDGs について】

SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年を達成期限とする世界的共通の目標です。

17のゴールとその下に位置付けられた169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは全ての国が取り組む必要がある普遍的なものであるとともに、それぞれのゴールは密接に関連し、経済・社会・環境の3つの側面のバランスの取れた推進が重要とされています。

国分寺市緑の基本計画実施計画に関連すると考えられる目標は、以下が挙げられます。実施計画を推進することで、挙げられたSDGsの目標達成を目指します。

	<p><u>2. 飢餓をゼロに</u> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p><u>4. 質の高い教育をみんなに</u> すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p><u>6. 安全な水とトイレを世界中に</u> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p><u>8. 働きがいも経済成長も</u> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
	<p><u>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</u> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
	<p><u>11. 住み続けられるまちづくりを</u> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p><u>12. つくる責任つかう責任</u> 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p><u>13. 気候変動に具体的な対策を</u> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p><u>15. 陸の豊かさを守ろう</u> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p><u>17. パートナーシップで目標を達成しよう</u> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

※外務省が日本語訳したもの（関係各省庁においても同訳を引用）

国分寺市緑の基本計画実施計画施策一覧の見方

基本方針

① 1. 緑と水の保全・活用

施策の方向

② (1) 崖線樹林地や雑木林などの保全・再生・活用

通番 ③	施策項目 ④	具体施策 ⑤	施策の具体内容等 ⑥	担当課 ⑦	R2年度実績 見込 ⑧	4年後の具体目標 ⑨				該当する SDGs ⑫
						具体目標の考え方・理由等 ⑩				
						各年度の数値目標				
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	⑪				
1	①緑地保全制度の指定による樹林地の保全	保存樹林地制度による保全	特に保全が望まれる重要な樹林地については、「緑確保の総合的な方針(東京都・区市町村の合同策定)」の位置付けを踏まえ、緑の保護と推進に関する条例に基づく保存樹林地指定により保全します。	緑と建築課	保存樹林地の指定を継続しました。25,268㎡(19か所)。	保存樹林地の指定継続をし、25,268㎡(19か所)以上が維持されています。 現在の保存樹林地が減らないよう、所有者と連携して保全をしていきます。また、指定面積の増加を目指します。指定には所有者との合意が必要なため、目標を現状維持以上としています。				6 15 17
		合計25,268㎡(19か所)以上	合計25,268㎡(19か所)以上	合計25,268㎡(19か所)以上	合計25,268㎡(19か所)以上					

※以下の説明は、表上の丸数字に対応しています。

- ① 実施計画において大分類となる基本方針
- ② 中分類となる施策の方向
- ③ 実施計画施策の通し番号
- ④ 小分類となる施策項目
- ⑤ 具体施策の名称
- ⑥ 展開する施策の具体的な内容
- ⑦ 施策を展開する担当課
- ⑧ 令和2年度の実績見込
※(新規担当)とは、前実施計画から位置付けられている施策で、新たなに担当となった課のこと
※(新規施策)とは、前実施計画に位置付けがなく、新たに位置付けられた施策のこと
- ⑨ 4年後をイメージした具体目標
- ⑩ 4年後の具体目標や各年度の数値目標の設定についての考え方・理由等
- ⑪ 令和3年度から6年度までの各年度の現時点における展開目標
- ⑫ 該当するSDGsのゴール(5ページ参照)

Ⅱ 国分寺市緑の基本計画実施計画施策一覧

基本方針

1. 緑と水の保全・活用

施策の方向

(1) 崖線樹林地や雑木林などの保全・再生・活用

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績 見込	4年後の具体目標				該当する SDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
1	① 緑地保全制度の指定による樹林地の保全	保存樹林地制度による保全	特に保全が望まれる重要な樹林地については、「緑確保の総合的な方針(東京都・区市町村の合同策定)」の位置付けを踏まえ、緑の保護と推進に関する条例に基づく保存樹林地指定により保全します。	緑と建築課	保存樹林地の指定を継続しました。 25,268㎡(19か所)。	保存樹林地の指定継続をし、25,268㎡(19か所)以上が維持されています。				6 15 17
						現在の保存樹林地が減らないよう、所有者と連携して保全をしていきます。また、指定面積の増加を目指します。指定には所有者との合意が必要なため、目標を現状維持以上としています。				
						合計25,268㎡ (19か所)以上	合計25,268㎡ (19か所)以上	合計25,268㎡ (19か所)以上	合計25,268㎡ (19か所)以上	
2	② 国分寺崖線の樹林地の保全	特別緑地保全地区の指定検討	国分寺崖線樹林地のうち特に保全が求められる区域については、特別緑地保全地区の指定を検討します。なお、特別緑地保全地区内の緑地保全事項については、指定具現化の際に示します。	緑と建築課	特別緑地保全地区はありません。	特別緑地保全地区の指定を1か所以上しています。				6 15
						西恋ヶ窪一丁目の樹林地について、指定をします。特別緑地保全地区の候補地の検討をし、候補地がある場合には、手続を進めます。				
						指定に向けた 測量など	指定1か所	指定に向けた 検討	指定に向けた 検討	
3	③ 良好な樹林地の公有地化	樹林地の公有地化の推進	市が借地契約をしている民有樹林地のうち、次世代に引き継ぐべき良好な樹林地については公有地化を進めます。	緑と建築課	借地契約している樹林地が1か所。	借地契約を継続しつつ、公有地化を検討し、検討結果が出ています。				6 11 15
						現在借地契約している日吉町開放樹林地の契約期間は令和5年度末です。借地契約をしている状態でも、緑の保全はできていることから、令和5年度までは借地契約を継続しつつ、公有地化を検討します。				
						・借地契約して開園 ・公有地化の検討	・借地契約して開園 ・公有地化の検討	・借地契約して開園 ・公有地化の検討	検討結果による開園	

(1) 崖線樹林地や雑木林などの保全・再生・活用

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
4	④適切な維持・管理による樹林地の保全・再生	萌芽更新(樹木更新)などによる樹林地の若返り・再生	雑木林は、市民等の協力を得て萌芽更新(樹木更新)などを実施して樹林地の若返り・再生を図り、良質・良好な緑を次世代に引き継ぎます。	緑と建築課	平成20年度から令和2年度までに累計3,950㎡の樹木更新をしました。	西恋ヶ窪緑地全体(14,000㎡)のうち31%にあたる約4,350㎡以上の樹木更新をしています。				6 15 17
						現在、3,950㎡の樹木更新をしているので、今後、毎年度区域を決めて樹木更新を行います。				
						新規に100㎡以上を実施	新規に100㎡以上を実施	新規に100㎡以上を実施	新規に100㎡以上を実施	
5	樹林地の適切な維持・管理	市民等の協力を得て、湧水の涵養域にある樹林地などの樹林地ごとの特徴を踏まえた適切な維持・管理を実施します。また、保存樹林地等の私有樹林地については、所有者に対し適切な維持・管理を依頼します。	緑と建築課	公有樹林地4か所で市民と協働で維持管理をしました。また、保存樹林地(19か所)については、所有者に適切な維持管理の依頼を継続しました。	公有樹林地4か所(西恋ヶ窪緑地、恋ヶ窪樹林地、恋ヶ窪用水路周辺緑地、姿見の池緑地)で市民と協働で維持管理をしています。また、保存樹林地については、19か所以上で所有者に適切な維持管理の依頼を継続しています。				6 15 17	
					公有樹林地で市民と協働で維持管理ができるよう市民団体と調整をします。保存樹林地については、所有者の管理が必要になることから、適切な維持管理の依頼をします。					
					・公有樹林地4か所を市民と協働で維持管理 ・保存樹林地19か所以上で適切な維持管理の依頼	・公有樹林地4か所を市民と協働で維持管理 ・保存樹林地19か所以上で適切な維持管理の依頼	・公有樹林地4か所を市民と協働で維持管理 ・保存樹林地19か所以上で適切な維持管理の依頼	・公有樹林地4か所を市民と協働で維持管理 ・保存樹林地19か所以上で適切な維持管理の依頼		

施策の方向

(2) 屋敷林・社寺林などの保全・活用

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
6	①武蔵野の原風景を構成する屋敷林などの保全	保存樹木への指定	良好な屋敷林等については、所有者の同意を得て、保存樹木に指定して保全します。	緑と建築課	325本の樹木を保存樹木として指定して保全しました。	325本以上を保存樹木に指定して保全しています。				6 15 17
						広く周知することで新規指定を促し、指定本数の増加を目指しますが、指定には所有者との合意が必要なことや、近年老朽化などによる指定解除もあることから、目標を現状維持以上としています。				
						合計325本以上	合計325本以上	合計325本以上	合計325本以上	
7	②地域のシンボルとして親しまれている樹林の保全	天然記念物の周知	天然記念物指定されている樹木は、本市のシンボルとなる重要な緑であるため、指定表示板等を設置するとともに、土地所有者の同意を得てパンフレット等によって周知します。	ふるさと文化財課	令和元年度までに調査を行った14軒の屋敷林について、図面の作成を終えました。	総合文化財調査における名勝・天然記念物分野の調査として屋敷林を主とした樹木調査を行い、市内の樹林を把握しています。調査の結果を報告書等にまとめ、周知します。				6 11 15
						毎年度市内の樹木の状況の確認を行います。また、総合文化財調査の報告書を令和4年度に刊行することを目標とします。				
						樹木調査	報告書の刊行	樹木調査	樹木調査	

施策の方向
(3) 優良な農地の保全・活用

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績 見込	4年後の具体目標				該当する SDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
8	①生産緑地 地区の指定に よる農地の保 全	生産緑地地 区への追加指 定の促進	農地の生産緑地地区への追加指 定を継続します。	まちづくり計画 課	生産緑地累計 は256件・面 積約120.04ha (追加6件・約 0.471ha、削除 19件・約 2.969ha)。特 定生産緑地 制度について は、農業者等 に周知し、 169件、約 61.37haを指 定しました。	生産緑地地区の追加指定を継続して実施し、減少を抑制することによって、都市農地の保全と都市農業の活性化が図られています。				2 15
						近年、生産緑地地区は相続により、年々減少傾向にあります。特定生産緑地や「都市農地賃借円滑化法」等の新しい制度の周知及び追加指定の促進を図ることで、都市農地の保全に努めます。				
						・制度の周知 ・追加指定の 実施	・制度の周知 ・追加指定の 実施	・制度の周知 ・追加指定の 実施	・制度の周知 ・追加指定の 実施	
				経済課	農業委員会主 催の地区別懇 談会(11月4 日・5日・7日・ 8日)の開催 や農業委員会 だより(2月) の発行などを 通じ、農業者 に周知しまし た。	生産緑地地区の追加指定申請が継続されています。				
						・地区別懇談 会4回開催 ・農業委員会 だより1回掲 載	・地区別懇談 会4回開催 ・農業委員会 だより1回掲 載	・地区別懇談 会4回開催 ・農業委員会 だより1回掲 載	・地区別懇談 会4回開催 ・農業委員会 だより1回掲 載	
9	都市公園整 備等に向けた 買い取り	生産緑地地区の買取申出があつた場合には、都市公園等の整備計画を踏まえ、必要に応じて取得を図ります。	まちづくり計画 課	生産緑地地区 の買取申出が あつた土地に ついて、関係 課に情報提供 を行いました。	買取申出地の計画的な公有化が進められています。				11	
					生産緑地を計画的に公有化するために、買取申出地について、引き続き関係課に情報提供を行います。					
						関係課に情報 提供	関係課に情報 提供	関係課に情報 提供	関係課に情報 提供	
				緑と建築課	買取申出が あつた内藤一 丁目の土地に ついて、取得 しました。	生産緑地担当との連携が行われ、必要に応じた取得が図られています。				
						生産緑地の登録状況等の情報を担当課と密に連絡し、買取申出があつた場合に備えます。				
						生産緑地担当 と連携し、必 要に応じて取 得	生産緑地担当 と連携し、必 要に応じて取 得	生産緑地担当 と連携し、必 要に応じて取 得	生産緑地担当 と連携し、必 要に応じて取 得	

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
10	②農業経営環境の向上	地産地消の促進	農業従事者の生産意欲の向上及び農業経営の安定化並びに市民の市内農業への理解を深めるため、学校給食等における地場野菜の利用を促進するとともに、市内の緑化活動においても地場苗木を利用してもらうことにより、地産地消を促進します。	学務課	地場産使用率は年1回年度末に統計を集計するため未定。	各小学校栄養士と契約農家が調整を行い、地場産野菜が積極的に使用されています。				24815
						これまでも、小学校の地場産野菜使用率の目標を30%としており、今後も同様の目標を考えています。				
						30%	30%	30%	30%	
				緑と建築課	開発事業の事前協議時における地場苗木・樹木の使用を要請しました。	開発事業の事前協議時には、全ての案件に対し地場苗木・樹木の使用要請を実施しています。				
						開発事業があるときに「国分寺市まちづくり条例」に基づき協議するものです。案件が生じたときに、開発事業者に要請します。				
						全ての案件で地場苗木・樹木の使用を要請	全ての案件で地場苗木・樹木の使用を要請	全ての案件で地場苗木・樹木の使用を要請	全ての案件で地場苗木・樹木の使用を要請	
				経済課	新型コロナウイルス感染症対策のため、産直マルシェ及び期間限定イベントは開催しませんでした。	産直マルシェ及び期間限定イベントが、毎年各2回以上開催され、こくベジの消費拡大が図られています。				
						こくベジプロジェクト推進連絡会が主体となり、継続的なこくベジの地産地消に取り組みます。				
						・産直マルシェ3回 ・期間限定イベント2回	・産直マルシェ3回 ・期間限定イベント2回	・産直マルシェ3回 ・期間限定イベント2回	・産直マルシェ3回 ・期間限定イベント2回	

施策の方向
(4)水環境の保全・活用

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
11	①湧水の保全・活用	湧水量の安定確保に向けた開発事業の適切な協議	湧水量の安定確保に向け、「国分寺市まちづくり条例」に基づき涵養域における開発事業の際に適切な協議を実施します。	緑と建築課	対象案件はありませんでした。	湧水源周辺の開発事業における事業者への条例に基づく協議を実施しています。				6 17
						湧水源周辺で、れき層に及ぶ構造物を設ける等の開発事業があるときに、条例に基づき協議するものです。対象案件が生じたときに協議を実施します。				
						全ての対象案件に対し、協議	全ての対象案件に対し、協議	全ての対象案件に対し、協議	全ての対象案件に対し、協議	
12	地下水の適正利用要望	地下水利用者が取水する際は、「東京都環境確保条例」の規定に基づき適正な利用を要望します。	地下水利用者が取水する際は、「東京都環境確保条例」の規定に基づき適正な利用を要望します。	環境対策課	13事業者	湧水量報告により地下水の取水状況を継続して把握・監視しています。				6
						「東京都環境確保条例」に基づき、揚水機の出力が300Wを超える揚水施設により地下水を揚水している市内の事業所等から、湧水量報告を求めます。				
						該当する市内全事業者	該当する市内全事業者	該当する市内全事業者	該当する市内全事業者	
13	地下水の汚染防止	湧水の水質保全に向け、東京都と連携して事業活動に起因する地下水の汚染防止を図ります。	東京都と連携して事業活動に起因する地下水の汚染防止を図ります。	環境対策課	環境基準超過地点 2地点(経過観察)	東京都と連携して事業活動に起因する地下水の汚染防止を図り、湧水の水質保全が図られています。				6
						地下水汚染の原因となる土壌汚染対策として「東京都土壌汚染対策指針」に基づき、地下水調査実施の連携を図ります。				
						井戸水の測定結果が環境基準以下	井戸水の測定結果が環境基準以下	井戸水の測定結果が環境基準以下	井戸水の測定結果が環境基準以下	
14	湧水地の親水空間としての活用	お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地は、周辺緑地を含め一体的な管理を図り、自然にふれ、学ぶことができる親水空間として活用します。	お鷹の道・真姿の池を接続する配管が老朽化したため、所有者と協議して修繕を行いました。施工費用について助成しました。	ふるさと文化財課	湧水と真姿の池を接続する配管が老朽化したため、所有者と協議して修繕を行いました。施工費用について助成しました。	東京都指定名勝である真姿の池湧水群等の景観を維持し、名勝の景観維持の重要性が市民に理解されています。				4 6 17
						「国分寺市真姿の池湧水群保存管理計画(平成18年策定)」に基づき、関係各所(所有者、東京都、道路管理課、緑と建築課など)と協力して維持管理を行います。また、湧水において、名勝の景観維持の重要性を史跡ボランティアと協働して啓発します。				
						・景観の維持管理 ・史跡ガイドボランティアの継続	・景観の維持管理 ・史跡ガイドボランティアの継続	・景観の維持管理 ・史跡ガイドボランティアの継続	・景観の維持管理 ・史跡ガイドボランティアの継続	

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
15	①湧水の保全・活用	市民等と協働による湧水地の維持・管理	湧水地及びその周辺の清掃や保全活動等の維持管理については、市民等と協働で進めます。	緑と建築課	湧水地である姿見の池緑地において、市民団体との協働で維持管理を行い、憩いの場となりました。	湧水地である姿見の池緑地において、市民団体と協働で維持管理をしています。				6 17
						湧水地である姿見の池緑地は観光地でもあることから、来訪者の憩いの場となるような維持管理が必要です。市民団体と協働で維持管理の仕方について調整をします。				
						姿見の池緑地において、協働で維持管理	姿見の池緑地において、協働で維持管理	姿見の池緑地において、協働で維持管理	姿見の池緑地において、協働で維持管理	
16	②地下水涵養の促進	民間施設に対する雨水浸透施設の設置協力の要望	住宅等の民間施設に対し、雨水浸透ます等雨水浸透施設の設置協力を要望します。	下水道課	雨水浸透施設設置の協力を要請しました。(計2,512基・トレンチ836m設置)	雨水浸透ます等雨水浸透施設設置の協力を継続して要請しています。				6 11
						雨水浸透施設の設置により、下水道に流入する雨水を減らし、河川の水質改善に寄与します。市内に設置される雨水浸透施設の合計(通番16と17の合計)として毎年度2,000基を目標とします。				
						雨水浸透施設設置の協力要請	雨水浸透施設設置の協力要請	雨水浸透施設設置の協力要請	雨水浸透施設設置の協力要請	
17		開発事業に伴う雨水浸透施設の設置	開発事業においては、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、雨水浸透ます及び雨水浸透トレンチなどの設置を協議します。	下水道課	開発事業に対する協議の際に、雨水浸透施設の設置に適さないものを除く45件について雨水浸透施設の設置を協議し、全てにおいて設置をすることで了承を得ました。	開発事業案件における雨水浸透施設の設置を協議しています。				6 11
						開発事業者に雨水浸透施設の適切な設置を協議し、雨水への対策を進めます。				
						開発事業案件における雨水浸透施設の設置協議	開発事業案件における雨水浸透施設の設置協議	開発事業案件における雨水浸透施設の設置協議	開発事業案件における雨水浸透施設の設置協議	
18		公共施設整備における雨水浸透施設の設置推進	市が設置する学校、保育園、市役所等の公共施設については、公共施設整備にあたり、雨水浸透ますや雨水浸透トレンチなどの雨水浸透施設の設置を推進します。	新庁舎建設担当	(新規担当)	新庁舎に雨水浸透施設の設置をしています。				6
						実施計画期間内に建設が予定されている公共施設である新庁舎について、建設地が国分寺崖線(真姿の池湧水群)北側という特性などから雨水浸透施設の設置を推進していきます。				
						新庁舎建設の設計	新庁舎建設の設計・工事	新庁舎建設の工事	新庁舎のしゅん工(雨水浸透施設設置)	

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
19	③水環境に関する実態調査の実施	湧水・地下水・野川等に関するモニタリング調査の実施	地下水の水位や湧水等の水量、水質に関する調査について、定期的を実施します。	緑と建築課	地下水水位観測(35か所)、湧水量観測(12か所)で実施しました。	地下水水位観測(35か所)、湧水量観測(12か所)を実施しています。				6 17
						湧水量調査を実施することで、湧水量などに異常がないか確認をしていきます。				
19	③水環境に関する実態調査の実施	湧水・地下水・野川等に関するモニタリング調査の実施	地下水の水位や湧水等の水量、水質に関する調査について、定期的を実施します。	環境対策課	野川水質分析3地点×7回 野川底質分析1地点×1回 湧水水質分析2地点×6回 井戸水調査20地点×1回の調査を実施しました。	地下水の水位や湧水等の水量、水質に関する調査について、市民等の協力を得ながら定期的を実施しています。				6 17
						国分寺市内の水環境等の分析調査により現況把握を行うとともに、異常がないか確認をします。経年的なデータ変化を把握するための基礎資料とするための調査を継続します。				
20	④用水及び野川の保全・復元	用水の復元・親水化整備検討	砂川用水や恋ヶ窪用水について、用水の復元・親水性の向上に配慮した整備等を検討します。	緑と建築課	砂川用水の親水施設において、護岸整備をしました。	砂川用水について、新たに親水化が可能な箇所を検討しています。 恋ヶ窪用水の流れる姿見の池緑地の一部において、親水空間としての整備がされています。				6
						砂川用水について、並木公民館北の親水施設の整備完了の見通しがたったため、新たに親水化が可能な箇所がないか検討します。 恋ヶ窪用水について、姿見の池緑地に隣接する西恋ヶ窪若松公園と用水路が一体化するような親水化の整備をします。				
20	④用水及び野川の保全・復元	用水の復元・親水化整備検討	砂川用水や恋ヶ窪用水について、用水の復元・親水性の向上に配慮した整備等を検討します。	緑と建築課	砂川用水の親水施設において、護岸整備をしました。	姿見の池緑地内水路の整備内容の検討	姿見の池緑地内水路の整備	砂川用水の親水化検討	砂川用水の親水化検討	6

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
21	④用水及び野川の保全・復元	胎内堀跡周辺の保全・活用	胎内堀跡周辺については、貴重な歴史的資源として保全・活用を進めます。	ふるさと文化財課	実績はありません。	胎内堀跡周辺の調査が行われ、調査結果を広報誌等で周知しています。				11
						胎内堀跡の歴史的観点からの調査をしつつ、緑と建築課と連携し、胎内堀跡周辺の活用につながるような周知をしていきます。				
						調査準備・調査	調査	広報誌等による周知	広報誌等による周知	
						令和元年度に公有地化した胎内堀跡周辺にある西町四丁目の樹林地について、市民に活用されています。				
22	野川流域河川整備計画に基づく早期整備を東京都に要望	治水対策、親水空間の創出、生態系保全等を図るため、「野川流域河川整備計画(平成29年7月東京都)」に基づき、野川親水化の早期整備を東京都に要望するとともに、市としても実現に向けた取組を進めます。	緑と建築課	市単独での早期整備要望を行うとともに、関係団体と組織している東京河川改修促進連盟や野川・仙川改修促進期成同盟において、早期改修の要望を行いました。	東京都に対する要望及び市民向け懇談会の実施といった早期整備に向けた取組を行っています。				6 11 17	
					野川の早期整備に向けて、東京都へ要望を継続します。要望には市民の声を反映させていきます。					
					整備方針・整備像の検討	整備方針・整備像及びふるさと文化財課の調査に基づく設計	設計に基づく整備	活用		
					東京都への要望及び市民懇談会を開催	東京都への要望及び市民懇談会を開催	東京都への要望及び市民懇談会を開催	東京都への要望及び市民懇談会を開催		

基本方針

2. 生態系の保全・回復

施策の方向

(1) 生物の生息空間の保全・整備

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs	
						具体目標の考え方・理由等					
						各年度の数値目標					
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
23	①市内の生物の実態把握	市内の生息生物の実態把握と環境影響評価指標の基礎データとしての活用	市内の生息生物について、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得て実態の把握を目指すとともに、環境影響評価指標の基礎データとしての活用を目指します。	まちづくり計画課	環境に関する市民団体等からの情報提供：2件。 例年のイベントは、新型コロナウイルス感染症対策のため中止。	令和4年度以降も経年変化について情報を収集しつつ、改めて動植物調査を行うことで、市内の動植物の生息・生育状況を把握し、その後の対策に繋げることができています。 開発等に伴う緑地の減少等による、動植物への影響や経年変化を把握するため、市内に生息・生育する動植物調査を実施します。 また、調査は専門員調査のほか、市民や環境に関する環境団体から情報提供を求め、身近な自然と触れ合うことで、生物多様性への理解を深めます。					15 17
24	②ビオトープの保全・整備	拠点的な緑・水辺におけるビオトープづくり	多様な生物が生息・生育する緑と水の拠点は、ビオトープとして保全するとともに、市民等の協力を得ながら、適切な維持・管理方法を検討します。	緑と建築課	西恋ヶ窪緑地において、生物多様性に配慮した適切な緑地の維持管理を市民団体と協働で実施しました。 姿見の池緑地において、生物多様性に配慮して水路箇所の清掃などの維持管理を市民団体と協働で実施しました。	西恋ヶ窪緑地と姿見の池緑地において、緑地の特性に応じて多様な生物の生息・育成に配慮した維持管理を市民団体と協働で実施しています。 西恋ヶ窪緑地と姿見の池緑地について、ビオトープとしての管理のあり方について、市民団体と協議しながら維持管理をします。 姿見の池緑地について、観光地でもあることから、観光資源としての美観などにも配慮したビオトープとしての維持管理をします。	西恋ヶ窪緑地、姿見の池緑地において協働で維持管理	西恋ヶ窪緑地、姿見の池緑地において協働で維持管理	西恋ヶ窪緑地、姿見の池緑地において協働で維持管理	西恋ヶ窪緑地、姿見の池緑地において協働で維持管理	6 15 17



【姿見の池のカモ】

基本方針

3. 公園・緑地の整備

施策の方向

(1) 都市公園・緑地の配置の考え方

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
25	①街区公園の配置の考え方	都市計画決定済公園の整備と配置の適正化	街区公園については、誰もが気軽に利用できるよう徒歩圏内(おおむね250m)への配置を検討し、都市計画決定されている街区公園は、引き続き整備を進めます。	緑と建築課	令和元年度に都市計画決定した内藤さつき公園の設計をしました。	内藤さつき公園が整備されています。街区公園について、配置の検討をしています。				11
						内藤さつき公園について、設計に沿って整備を進めます。既設の都市計画公園・緑地、提供公園や民間児童遊園地などの配置や隣接市の公園・緑地などの配置を踏まえて、配置を検討します。				
						内藤さつき公園の整備	配置の検討	配置の検討	配置の検討	
26	②近隣公園・地区公園の配置の考え方	都市計画決定済公園の整備と公園空白地帯での優先整備	都市計画決定されている近隣公園は、引き続き整備を進めるとともに、整備にあたっては、公園空白地帯に優先的に配置します。	緑と建築課	戸倉公園の一部を「都市計画公園・緑地の整備方針」における優先整備区域に位置付けました。	戸倉公園が整備されています。				11
						優先整備区域となっている部分の整備方針・整備像を検討し、それらを踏まえた設計を行い、整備をしていきます。				
						戸倉公園の整備方針・整備像の検討	戸倉公園の整備方針・整備像の検討	戸倉公園の設計	戸倉公園の整備	

施策の方向

(2) 都市計画公園・緑地の整備・見直し

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
27	①都市計画公園・緑地の整備	都市計画決定済公園・緑地の整備	都市計画決定された公園・緑地については、引き続き整備を進めます。	緑と建築課	内藤さつき公園の整備のための設計を行いました。姿見の池緑地の範囲を拡大する都市計画決定を行いました。	内藤さつき公園、姿見の池緑地及び戸倉公園の整備が完了しています。				11
						内藤さつき公園について、設計に沿って整備を進めます。姿見の池緑地について、隣接する西恋ヶ窪若松公園の土地を取得し、整備を進めていきます。戸倉公園について、段階を踏んで設計及び整備を進めます。				
						内藤さつき公園の拡大整備	姿見の池緑地の拡大整備	戸倉公園の設計	戸倉公園の整備	
28	都市計画公園・緑地の新規指定		新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備へと進めます。	緑と建築課	姿見の池緑地の範囲を拡大する都市計画決定を行いました。	都市計画公園・緑地に指定する土地について、都市計画決定の手続きをしています。				11
						街区公園、近隣公園等の配置の考え方を踏まえ、都市計画公園・緑地に指定する土地について、都市計画決定の手続きを行い、整備へと進めます。				
						指定する土地の都市計画決定手続	指定する土地の都市計画決定手続	指定する土地の都市計画決定手続	指定する土地の都市計画決定手続	

施策の方向

(3)身近な公園・緑地の整備・充実

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
29	①誰もが気軽に利用できる身近な公園の整備・充実	身近な公園の市民参加による計画的な整備	身近な公園の整備にあたっては、計画段階から住民参加を促し、地域の意向を踏まえた公園整備を進めます。	緑と建築課	内藤さつき公園の整備にあたり、整備内容についての懇談会を開催しました。	街区公園等の身近な公園について、計画段階から住民が参加した整備が行われています。				11 17
						公園整備にあたっては、利用する近隣住民の意向を聴き取ることが重要です。整備をする際には市民懇談会等を実施します。				
						姿見の池緑地の整備に関する市民懇談会の実施	戸倉公園の整備に関する市民懇談会等の実施	戸倉公園の整備に関する市民懇談会等の実施	整備案件がある場合に市民懇談会の実施	
30	②開発行為等による新たな公園の確保	開発事業に伴う提供公園整備の促進	一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき公園の設置を促進します。	緑と建築課	条例に基づき、4件の提供公園の協議を行いました。	条例に基づき、提供公園が整備されています。(4公園以上)				11
						提供公園は、3,000㎡以上の開発事業がある場合に協議をするものです。公園内容の協議の際には、安全安心に利用できるよう位置、形状、設置施設等について協議します。				
						提供公園の供用開始(4公園)	対象案件が生じたときに協議	対象案件が生じたときに協議	対象案件が生じたときに協議	

施策の方向

(4)特色ある公園・緑地の整備

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
31	①史跡指定地の公園化	史跡指定地の公有地化と公園整備	本市の歴史資源と湧水などの自然資源の一体的な保全のため、史跡武蔵国分寺跡周辺の史跡指定地等の公有地化と公園整備を引き続き進めます。	ふるさと文化財課	63㎡の史跡指定地を公有地化しました。僧寺伽藍中核地域に4本の説明看板を設置しました。	史跡指定地が順次公有地化されています。伽藍中核部周辺地域の南門地区の整備が完了しています。				11
						「史跡武蔵国分寺跡(僧寺地区)整備実施計画」に基づき整備を進めます。なお、公有地化に関しては所有者との協議、事業であるため数値目標の設定にはなじまないと考えます。				
						284㎡の公有地化	・公有地化の継続 ・南門地区の整備	・公有地化の継続 ・南門地区の整備	・公有地化の継続 ・南門地区の整備	
32	②雑木林の緑地指定	雑木林の都市計画緑地の指定検討	身近に自然とふれあえる雑木林は、貴重な景観資源でもあることから、都市計画緑地の指定を検討します。	緑と建築課	(新規施策)	身近に自然とふれあえる雑木林について、都市計画緑地として都市計画決定を行うことを検討しています。				6 11 15
						「緑確保の総合的な方針」や、その土地の管理状況、接道状況、開放可能性等を考慮して、都市計画緑地として指定するか検討します。				
						指定検討	指定検討	指定検討	指定検討	

施策の方向

(5)安全で安心できる公園の整備・充実

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
33	①公園の防災機能の向上	身近な公園の防災機能の整備	災害時の一時的な避難場所としても活用する身近な公園については、防災備蓄倉庫、災害用トイレ等の設置整備を進めます。	防災安全課	実績はありません。	「国分寺市まちづくり条例」に基づき整備される公園などに、適切に防災備蓄倉庫、災害用トイレ等が設置されています。 公園設置対象となる開発事業や市が公園を整備する場合、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、公園内に防災備蓄倉庫、災害用トイレ等の設置について協議、検討します。				11 13
						公園内の防災機能の整備	公園内の防災機能の整備	公園内の防災機能の整備	公園内の防災機能の整備	

施策の方向

(6)公園・緑地の適切な維持・管理

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
34	①公園施設の定期的な点検	公園施設の定期点検の実施	誰もが安全・安心に利用できるように、公園内施設の定期点検を実施します。	緑と建築課	遊具を設置している全ての公園で点検を実施しました。	遊具を設置している全ての公園で点検を実施し、誰もが安全安心に遊具を利用できています。 遊具点検を実施することで、異常がないか確認をしていきます。異常があったときは対策を講じます。				11
						遊具を置いている全ての公園で点検を実施	遊具を置いている全ての公園で点検を実施	遊具を置いている全ての公園で点検を実施	遊具を置いている全ての公園で点検を実施	
35	②公園施設の機能更新・充実	公園施設の更新・廃棄の検討	定期点検の結果、問題が確認された施設等については、維持管理コストなどを考慮した上で公園施設の更新・廃棄を検討します。	緑と建築課	27件の公園施設の更新・補修を行いました。	「公園・緑地の総合的な維持管理計画」に基づき、公園施設の更新・補修を行います。 「公園・緑地の総合的な維持管理計画」に基づき、劣化や損傷を未然に防止するための補修を定期的に行うことで、施設を長持ちさせる予防保全型管理を行います。				11
						18件の公園施設の更新・補修を実施	33件の公園施設の更新・補修を実施	45件の公園施設の更新・補修を実施	26件の公園施設の更新・補修を実施	
36	③地域による身近な公園の維持・管理	市民と市との協働による公園の維持・管理	小規模な公園等は、地域の市民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」への登録を促し、公園清掃等についてサポート団体による維持・管理を実施します。	緑と建築課	公園サポート事業の登録が29団体39公園ありました。	市民と市との協働による維持管理をしている公園が増えています。 毎年度、3団体3公園の増加ができるよう新規登録を促します。				17
						32団体42公園	35団体45公園	38団体48公園	41団体51公園	

基本方針

4. まち中の緑化

施策の方向

(1) 公共公益施設の緑化

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
37	①公共公益施設の緑化	公共公益施設の緑化	公共施設を市内の緑化モデルとして、シンボルツリーの植栽、屋上緑化や壁面緑化等を推進するとともに、その緑化方法や効果等を市民や事業者へ公開して普及啓発を図ります。	新庁舎建設担当 契約管財課 協働コミュニティ課 文化振興課 スポーツ振興課 地域共生推進課 健康推進課 高齢福祉課 子ども子育て事業課 子育て相談室 まちづくり計画課 環境対策課 教育総務課 社会教育課 ふるさと文化財課 公民館課		各担当課の目標等を24ページ以降に記載しています。				11 15
38	②緑化された幹線道路の整備	都市計画道路の街路樹の確保	都市計画道路などの幹線道路については、延焼遮断機能や都市景観の向上を図るため、街路樹の確保を図ります。 なお、街路樹の樹種選定等については、住民の意向を踏まえつつ、将来的な歩道部の根張り損傷等を考慮した植栽とします。	建設事業課	国3・4・12号線の用地買収(70.6㎡)及び道路設計を行いました。	都市計画道路などの幹線道路については、適切な植栽設置を図るための設計及び工事を進めています。 都市計画道路事業については、様々な要因から進捗が大きく前後することが予想されるため、実数値を定めることができません。そのため、毎年状況に応じた用地買収、設計及び工事を行うことを目標とします。				9 11
					都市計画道路事業の用地取得の執行	都市計画道路事業の用地取得、進捗に応じた設計の執行	都市計画道路事業の用地取得、進捗に応じた設計の執行	都市計画道路事業の用地取得、進捗に応じた設計及び工事の執行		
39	③河川などの緑化	野川や水路周辺の緑化	野川や水路の水辺空間は、潤いのある景観形成に果たす役割が大きいため、東京都との調整を図りながら、緑化を進めます。	緑と建築課	野川については、東京都に対して野川の多自然化の早期整備について要望を行いました。姿見の池緑地内の水路で市民団体と協働で緑化に努めました。	野川については、東京都への要望を継続しています。姿見の池緑地内の水路周辺について、水辺と緑が一体となるような維持管理がされています。 野川の早期整備に向けて、東京都へ要望を継続します。要望には市民の声を反映させていきます。姿見の池緑地内にある水路周辺の緑が、水辺と一体となるように維持管理していきます。				6 11 17
						・東京都への要望及び市民懇談会を開催 ・姿見の池緑地内水路周辺の緑の維持管理	・東京都への要望及び市民懇談会を開催 ・姿見の池緑地内水路周辺の緑の維持管理	・東京都への要望及び市民懇談会を開催 ・姿見の池緑地内水路周辺の緑の維持管理	・東京都への要望及び市民懇談会を開催 ・姿見の池緑地内水路周辺の緑の維持管理	

施策の方向
(2) 民有地の緑化

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
40	①開発事業に対する緑化協議	開発敷地内の緑化充実と接道緑化の促進	一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」の緑化基準に基づき、開発敷地内の緑化を促進します。 なお、緑豊かな市街地景観形成の観点から、優先的な接道部の緑地帯確保を事業者要望します。	緑と建築課	開発事業の事前協議時における緑化及び接道部への緑地帯設置要請を行いました。	開発事業の事前協議時において、全ての案件で緑化の協議及び接道部への緑地帯設置要請をしています。 開発事業があるときに条例に基づき協議するものです。案件が生じたときに、開発事業者に要請します。				12
						全ての案件で要請	全ての案件で要請	全ての案件で要請	全ての案件で要請	

基本方針

5. 緑と水のネットワーク

施策の方向

(1) 拠点や軸を構成する緑や水辺の保全・整備

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
41	①市内をネットワークする緑や水辺の保全・整備	幹線道路及び沿道空間の緑化	都市計画道路などの幹線道路については、高木と低木による街路樹の植栽、沿道空間の緑化により、広がりのある緑やオープンスペースを確保します。	建設事業課	国3・4・12号線の用地買収(70.6㎡)及び道路設計を行いました。	都市計画道路などの幹線道路については、植栽設置及びスペースの確保を図るための設計及び工事を進めています。 都市計画道路事業については、様々な要因から進捗が大きく前後することが予想されるため、実数値を定めることができません。そのため、毎年状況に応じた用地買収、設計及び工事を行うことを目標とします。				9 11
						都市計画道路事業の用地取得の実行	都市計画道路事業の用地取得、進捗に応じた設計の実行	都市計画道路事業の用地取得、進捗に応じた設計の実行	都市計画道路事業の用地取得、進捗に応じた設計及び工事の実行	
42		用水路周辺の緑化・親水空間化の検討	既存の通水用水路については、周辺の緑化や親水空間としての整備を検討します。	緑と建築課	砂川用水の親水施設において、護岸整備をしました。	砂川用水について、新たに親水化が可能な箇所を検討しています。 恋ヶ窪用水の流れる姿見の池緑地の一部において、親水空間としての整備がされています。 砂川用水について、並木公民館北の親水施設の整備完了の見通しがたったため、新たに親水化が可能な箇所がないか検討します。 恋ヶ窪用水について、姿見の池緑地に隣接する西恋ヶ窪若松公園と用水路が一体化するような親水化の整備をします。				6
						姿見の池緑地内水路の整備内容の検討	姿見の池緑地内水路の整備	砂川用水の親水化検討	砂川用水の親水化検討	

基本方針

6. 協働による緑づくり

施策の方向

(1) 緑地の保全及び緑化への意識の醸成

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs	
						具体目標の考え方・理由等					
						各年度の数値目標					
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
43	①緑に関する情報提供の充実	(仮称)緑の情報センターの設置	緑と水に関わる情報を集積・管理し、自然環境に関する情報提供の拠点となる「(仮称)緑の情報センター」は、ハード面の設置よりも効果的なソフト面で、この機能を担えるような施策を検討します。	緑と建築課	緑と建築課窓口・cocobunjiプラザに資料の配架や、ホームページにて緑のボランティアの情報発信を行いました。	資料配架による情報発信や、HPで「(仮称)緑の情報センター」を運営しています。					4
					どのようにしたら、市民に情報が伝わりやすいかを研究し、運営の仕方を検討します。	・資料配架 ・運営方法について検討	・資料配架 ・運営方法について検討	・資料配架 ・運営方法について検討	・資料配架 ・HPでの緑の情報センターの運営		
44	エコミュージアムの紹介・活用		市内のエコミュージアムである樹林地や水辺空間などを紹介するパンフレット作成や散策活動について、市民活動団体などの協力を得ながら実施します。	緑と建築課	エコミュージアムの散策活動として、野川沿い等を巡るイベントを実施する予定です。	市民団体と協働で、エコミュージアムを散策するイベントを実施しています。					4 17
						市内の自然環境やこれまで受け継がれてきた生活様式・文化を、野外展示物としてとらえ博物館として見立てるエコミュージアムについて、散策箇所を市民団体と協働で決めてイベントを実施します。	エコミュージアムを散策するイベントの実施	エコミュージアムを散策するイベントの実施	エコミュージアムを散策するイベントの実施	エコミュージアムを散策するイベントの実施	



【エコミュージアムイベント(恋ヶ窪用水路周辺緑地)】

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
45	②緑に関する学習機会の提供や催しの開催	自然に関する学習機会の提供や催しの開催による緑化意識の向上	自然とふれあうような環境学習の実施や自然に関する催しを開催し、緑地保全及び緑化推進に関する市民意識の向上を図ります。	緑と建築課	各催しは新型コロナウイルス感染症対策のため中止。夏休み子ども自然教室については、ホームページ上で観察用資料の情報発信を行いました。	バードウォッチング事業・夏休み子ども自然教室・湧水源めぐりの各催しを行うことで市内の自然環境に関心を持ってもらう事で市民意識の向上が図られています。				4
						バードウォッチング事業は春・秋2回 夏休み子ども自然教室は昆虫編・植物編各1回 湧水源めぐり1回 上記の催しを行います。				
						各催しの開催	各催しの開催	各催しの開催	各催しの開催	
				子ども子育て事業課	<p><児童館> 新型コロナウイルス感染症対策のため、野外活動行事は中止。</p> <p><児童館> 集会での話や読み聞かせ4施設で実施しました。 装飾や工作に自然物を取り入れることを4施設で実施しました。</p> <p><学童> 集会での話や読み聞かせ4施設実施。 ・装飾や工作に自然物を取り入れることを4施設実施。 ・庭や所外、戸外で植物に触れることを6施設実施。</p>	<p><児童館>児童館6館合同野外活動を年間3回実施しています。</p> <p><学童>年間をととして、集会での緑化に関する話や読み聞かせ、施設内での装飾や工作への自然物の取り入れ、庭や所外・戸外で植物に触れる機会を設けています。</p> <p><児童館>児童館6館合同で、春の遠足、夏季キャンプ、秋の遠足を通して、乳幼児親子、小中高生対象に、自然と触れ合う機会を設け、緑化への関心を持ってもらいます。</p> <p><学童>集会で緑化に関する話や読み聞かせを実施し、施設内の装飾や工作に自然物を取り入れ、庭や所外・戸外で植物に触れる機会を設け、緑化への関心を持ってもらいます。</p>				
						<児童館>児童館6館合同野外活動を年間3回実施。	<児童館>児童館6館合同野外活動を年間3回実施。	<児童館>児童館6館合同野外活動を年間3回実施。	<児童館>児童館6館合同野外活動を年間3回実施。	
						<学童> ・集会での話や読み聞かせ4施設実施。 ・装飾や工作に自然物を取り入れることを4施設実施。	<学童> ・集会での話や読み聞かせ4施設実施。 ・装飾や工作に自然物を取り入れることを4施設実施。	<学童> ・集会での話や読み聞かせ4施設実施。 ・装飾や工作に自然物を取り入れることを4施設実施。	<学童> ・集会での話や読み聞かせ4施設実施。 ・装飾や工作に自然物を取り入れることを4施設実施。	
46	③緑のリサイクル運動の推進	せん定枝の再利用	緑地・樹林地などの樹木から発生するせん定枝の再利用を図ります。	ごみ減量推進課	せん定枝を253t収集して全てリサイクルしました。	収集されるせん定枝が全てリサイクルされています。				12
						戸別に市民から収集されるせん定枝と樹林地などで発生するせん定枝を全てリサイクルしていきます。				
						せん定枝のリサイクル率 100%	せん定枝のリサイクル率 100%	せん定枝のリサイクル率 100%	せん定枝のリサイクル率 100%	

施策の方向

(2)市民の手による緑のまちづくり活動の促進

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
47	①市民の手によるまち中の緑化	市民などによる「コミュニティガーデン」づくりの促進	緑豊かな街なみ形成に向けて、地域住民等が公園の片隅などに花や草木を植えて維持・管理する「コミュニティガーデン」づくりを促進します。	緑と建築課	公園サポート事業において8公園に花の種を配付し、市民の手による植栽がなされました。	公園サポート事業において、毎年8公園以上で花の種の配付をしています。	公園サポート事業登録団体に花の種の要望を聞き、配付する事業です。公園の特性によっては花を植えるスペースがないなどの事情があることから、全ての登録公園数ではなく過去の実績を考慮した公園数を目標値としています。			12
公園サポート事業において、8公園以上で花の種の配付	公園サポート事業において、8公園以上で花の種の配付	公園サポート事業において、8公園以上で花の種の配付	公園サポート事業において、8公園以上で花の種の配付							

施策の方向

(3)市民主体の緑のまちづくり活動への支援

通番	施策項目	具体施策	施策の具体内容等	担当課	R2年度実績見込	4年後の具体目標				該当するSDGs
						具体目標の考え方・理由等				
						各年度の数値目標				
						R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
48	①緑のボランティア制度の充実	「緑のボランティア制度」の充実	市民がより気軽にボランティア活動に参加できるような「緑のボランティア制度」を検討していくとともに、緑のボランティア活動受入団体に対し、情報提供などの活動支援を充実します。	緑と建築課	10団体の登録がありました。	「緑のボランティア制度」の周知がなされ、活動に参加する市民が増加しています。	新規活動希望者受入人数を各団体1人以上を目標とします。			6 15 17
新規活動希望者受入人数10人以上	新規活動希望者受入人数10人以上	新規活動希望者受入人数10人以上	新規活動希望者受入人数10人以上							
49	②緑に関わる各種団体の活動や地域の活動への支援	活動への支援の拡充検討	緑地保全及び緑化推進に関わる各種団体活動や地域活動に対する支援制度の拡充を検討します。	緑と建築課	協定を結んでいる団体に消耗品等の支援を実施しました。	「緑のボランティア制度」に登録している団体に活動用具の貸与・消耗品の支給といった支援を実施しています。	現在、「緑のボランティア制度」について貸与や消耗品の支給といった支援は実施していません。制度の改正を行い、活動用具の貸与、消耗品の支給を実施します。			
支援の仕方について検討	制度の改正	支援の実施	支援の実施							

通番37番の内容

基本方針

4. まち中の緑化

施策の方向	施策項目	具体施策
(1)公共公益施設の緑化	①公共公益施設の緑化	公共公益施設の緑化
施策具体内容等		
公共施設を市内の緑化モデルとして、シンボルツリーの植栽、屋上緑化や壁面緑化等を推進するとともに、その緑化方法や効果等を市民や事業者へ公開して普及・啓発を図ります。		

担当課	施設	R2年度実績 見込	4年後の具体目標				該当する SDGs
			具体目標の考え方・理由等				
			各年度の数値目標				
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
新庁舎建設担当	新庁舎	(新規担当)	新庁舎敷地内と建物の緑化を行っています。				15
			新庁舎建設にあたり、建設地の周辺環境との調和を考慮して緑化を推進していきます。				
			新庁舎建設の設計	新庁舎建設の設計・工事	新庁舎建設の工事	新庁舎のしゅん工(樹木植栽)	
契約管財課	市庁舎 市営住宅	選挙管理委員会事務室前に緑のカーテンを設置しました。	選挙管理委員会事務室前に緑のカーテンの設置を継続しています。				15
			市役所敷地内の空間にあるプランターの草木の植え替えを始めとする庁舎内の積極的な緑化を行います。				
			緑のカーテンや市民の目の届くところへの緑化	緑のカーテンや市民の目の届くところへの緑化	緑のカーテンや市民の目の届くところへの緑化	緑のカーテンや市民の目の届くところへの緑化	
協働コミュニティ課	内藤地域センター 西町地域センター 北町地域センター 北の原地域センター	<内藤地域センター>花壇・敷地内樹木の管理をしました。 <西町地域センター>グリーンカーテンを1か所設置しました。 <北町地域センター>花壇・プランター管理を1か所、グリーンカーテンを1か所設置しました。 <北の原地域センター>花壇・プランター管理を1か所しました。	<内藤地域センター>花壇を1か所管理しています。 <西町地域センター>グリーンカーテンの設置を毎年継続しています。 <北町地域センター>花壇・プランター・グリーンカーテンの設置を毎年継続しています。 <北の原地域センター>花壇・プランター設置を維持しています。				15
			<内藤地域センター>毎年度 花壇の管理をします。 <西町地域センター>毎年度 グリーンカーテンの設置をします。 <北町地域センター>毎年度 花壇・プランターの管理、グリーンカーテンの設置をします。 <北の原地域センター>毎年度 花壇・プランターの管理をします。				
			<内藤>花壇管理1か所 <西町>グリーンカーテン1か所 <北町>花壇・プランター・グリーンカーテン各1か所 <北の原>花壇・プランター 各1か所	<内藤>花壇管理1か所 <西町>グリーンカーテン1か所 <北町>花壇・プランター・グリーンカーテン各1か所 <北の原>花壇・プランター 各1か所	<内藤>花壇管理1か所 <西町>グリーンカーテン1か所 <北町>花壇・プランター・グリーンカーテン各1か所 <北の原>花壇・プランター 各1か所	<内藤>花壇管理1か所 <西町>グリーンカーテン1か所 <北町>花壇・プランター・グリーンカーテン各1か所 <北の原>花壇・プランター 各1か所	
文化振興課	いずみホール	花壇管理 樹木のせん定をしました。	花壇を維持しています。 ケヤキ・カツラ・花木を管理しています。				15
			花壇、樹木のせん定をしています。				
			花壇管理 樹木せん定	花壇管理 樹木せん定	花壇管理 樹木せん定	花壇管理 樹木せん定	
スポーツ振興課	市民スポーツセンター 室内プール	<市民スポーツセンター> 花壇管理を1か所しました。 <市民室内プール> グリーンカーテンを1か所設置しました。	<市民スポーツセンター> 花壇を1か所管理しています。 <市民室内プール> グリーンカーテンの設置を毎年継続しています。 植栽1か所増えています。				15
			<市民スポーツセンター> 毎年度花壇管理をしています。 <市民室内プール> 毎年度グリーンカーテンを設置します。 植栽を1か所増やします。				
			<市民スポーツセンター> 花壇管理1か所 <市民室内プール> グリーンカーテン1か所	<市民スポーツセンター> 花壇管理1か所 <市民室内プール> グリーンカーテン1か所	<市民スポーツセンター> 花壇管理1か所 <市民室内プール> グリーンカーテン1か所 植栽1か所設置	<市民スポーツセンター> 花壇管理1か所 <市民室内プール> グリーンカーテン1か所	
地域共生推進課	福祉センター	<福祉センター> 入口周囲にグリーンカーテン(ゴーヤの栽培)を1か所設置しました。	<福祉センター> グリーンカーテンの設置を毎年継続しています。				15
			<福祉センター> 毎年度、グリーンカーテンの設置をします。				
			<福祉センター> グリーンカーテン1か所	<福祉センター> グリーンカーテン1か所	<福祉センター> グリーンカーテン1か所	<福祉センター> グリーンカーテン1か所	

通番37番の内容

担当課	施設	R2年度実績 見込	4年後の具体目標				該当する SDGs
			具体目標の考え方・理由等				
			各年度の数値目標				
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
健康推進課	いずみプラザ 生きがいセン ターほんだ	<いずみプラザ>植栽の維持管理を行いました。 <生きがいセンターほんだ>植栽の維持に努めました。	<いずみプラザ>植栽の維持に努め、大規模改修工事の際には屋上緑化に努めます。 <生きがいセンターほんだ>植栽の維持に努めます。 <いずみプラザ>毎年度植栽を管理します。 <生きがいセンターほんだ>毎年度植栽の維持に努めます。				15
高齢福祉課	さわやかプラザ もとまち	・1階植栽3か所約15㎡管理をしました。 ・3階テラス及び3階屋上花壇管理をしました。	植栽3か所及び花壇2か所を維持管理します。 植栽3か所及び花壇2か所を維持管理します。 <さわやかプラザもとまち>植栽3か所及び花壇2か所 <さわやかプラザもとまち>植栽3か所及び花壇2か所 <さわやかプラザもとまち>植栽3か所及び花壇2か所 <さわやかプラザもとまち>植栽3か所及び花壇2か所				15
子ども子育て事業課	保育所 児童館 学童	<保育所> グリーンカーテンを1か所設置しました。 <児童館> ・花壇の緑化2館で実施しました。 ・グリーンカーテンの設置1館で実施しました。 <学童> ・花壇3施設で実施しました。 ・グリーンカーテン4施設で実施 ・プランター7施設で実施しました。 ・ツツジの植え込み1施設で実施しました。 ・生け垣の緑化1施設で実施しました。	<保育所> ・グリーンカーテンの設置を毎年継続しています。 ・植栽を維持継続しています。 <児童館> ・花壇の緑化2館で実施しています。 ・グリーンカーテンの設置1館で実施しています。 <学童> ・花壇3施設で実施しています。 ・グリーンカーテン4施設で実施しています。 ・プランター7施設で実施しています。 ・ツツジの植え込み1施設で実施しています。 ・生け垣の緑化1施設で実施しています。 <保育所> ・毎年度、グリーンカーテンの設置をします。 ・植栽を維持管理します。 <児童館> ・花壇の緑化2館で実施します。 ・グリーンカーテンの設置1館で実施します。 <学童> ・花壇3施設で実施します。 ・グリーンカーテン4施設で実施します。 ・プランター7施設で実施します。 ・ツツジの植え込み1施設で実施します。 ・生け垣の緑化1施設で実施します。 <保育所> ・グリーンカーテン1か所 ・園庭の植栽の管理 <児童館> ・花壇の緑化2館で実施 ・グリーンカーテンの設置1館で実施 <学童> ・花壇3施設で実施 ・グリーンカーテン4施設で実施 ・プランター7施設で実施 ・ツツジの植え込み1施設で実施 ・生け垣の緑化1施設で実施 <保育所> ・グリーンカーテン1か所 ・園庭の植栽の管理 <児童館> ・花壇の緑化2館で実施 ・グリーンカーテンの設置1館で実施 <学童> ・花壇3施設で実施 ・グリーンカーテン4施設で実施 ・プランター7施設で実施 ・ツツジの植え込み1施設で実施 ・生け垣の緑化1施設で実施 <保育所> ・グリーンカーテン1か所 ・園庭の植栽の管理 <児童館> ・花壇の緑化2館で実施 ・グリーンカーテンの設置1館で実施 <学童> ・花壇3施設で実施 ・グリーンカーテン4施設で実施 ・プランター7施設で実施 ・ツツジの植え込み1施設で実施 ・生け垣の緑化1施設で実施				15
子育て相談室	子ども家庭支援センター 子どもの発達センターつくしんぼ	<子ども家庭支援センター> 樹木による植栽と前庭に花壇を維持しました。 <子どもの発達センターつくしんぼ> 樹木による植栽を維持しました。	<子ども家庭支援センター> 樹木による植栽と前庭にプランターを使用して春夏に花を植えています。 <子どもの発達センターつくしんぼ> 樹木による植栽を維持しています。 <子ども家庭支援センター> 樹木による植栽と前庭の花壇(プランター)管理をします。 <子どもの発達センターつくしんぼ> せん定などによる樹木による植栽の維持・管理をします。 <子ども家庭支援センター> 樹木による植栽と前庭の花壇管理 <子どもの発達センターつくしんぼ> せん定などによる樹木による植栽の維持・管理 <子ども家庭支援センター> 樹木による植栽と前庭の花壇管理 <子どもの発達センターつくしんぼ> せん定などによる樹木による植栽の維持・管理 <子ども家庭支援センター> 樹木による植栽と前庭の花壇管理 <子どもの発達センターつくしんぼ> せん定などによる樹木による植栽の維持・管理				15

通番37番の内容

担当課	施設	R2年度実績 見込	4年後の具体目標				該当する SDGs
			具体目標の考え方・理由等				
			各年度の数値目標				
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
まちづくり計画課	施設なし	公共施設にゴーヤの種46袋(6施設)、アサガオの種16袋(5施設)を配付し、緑化の推進を図りました。	公共施設での壁面緑化等が推進されています。				15
			グリーンカーテン(壁面緑化)の設置により、夏の日差しを遮り、室温の上昇を抑え、エアコンの使用を抑えることで節電・省エネルギー効果が得られる等の効果について普及啓発を図ります。				
			市民や公共施設にグリーンカーテンの設置についての普及啓発	市民や公共施設にゴーヤ等の種の配布及び普及啓発	市民や公共施設にゴーヤ等の種の配布及び普及啓発	市民や公共施設にゴーヤ等の種の配布及び普及啓発	
環境対策課	清掃センター	グリーンカーテンを1か所設置と緩衝緑地整備をしました。	緩衝緑地の維持管理をしています。				15
			(グリーンカーテン) 令和5年度より事務所棟解体予定のため継続できなくなります。 (緩衝緑地) 継続して維持管理を行っていきます。				
			・グリーンカーテン1か所 ・緩衝緑地維持管理	・グリーンカーテン1か所 ・緩衝緑地維持管理	緩衝緑地維持管理	緩衝緑地維持管理	
教育総務課	小中学校	各小中学校のつる性植物植栽による緑のカーテンを推進しました。	緑のカーテン等を小中学校で継続的に実施しています。				15
			各小中学校の授業の一環として、緑のカーテンを実施します。				
			小中学校3校で設置	小中学校3校で設置	小中学校3校で設置	小中学校3校で設置	
社会教育課	ひかりプラザ プレイステーション	<ひかりプラザ>花壇管理を2か所実施しました。敷地内植込の管理を実施しました。グリーンカーテンの設置を1か所実施しました。<プレイステーション>グリーンカーテンの設置を1か所実施しました。敷地内樹木の管理を実施しました。	<ひかりプラザ> 花壇を2か所・敷地内植込を維持しています。毎年度グリーンカーテンの設置をします。 <プレイステーション> 敷地内植込を維持しています。毎年度グリーンカーテンの設置をします。				15
			グリーンカーテンを継続的に実施します。 敷地内の植込みや花壇が維持されており、緑のある施設としていきます。				
			<ひかりプラザ>花壇管理2か所、グリーンカーテン1か所 <プレイステーション>グリーンカーテン1か所	<ひかりプラザ>花壇管理2か所、グリーンカーテン1か所 <プレイステーション>グリーンカーテン1か所	<ひかりプラザ>花壇管理2か所、グリーンカーテン1か所 <プレイステーション>グリーンカーテン1か所	<ひかりプラザ>花壇管理2か所、グリーンカーテン1か所 <プレイステーション>グリーンカーテン1か所	
ふるさと文化財課	武蔵国分寺跡資料館	伽藍中枢部区画の500㎡の範囲に芝生の造成を行いました。	「史跡武蔵国分寺跡(僧寺地区)整備実施計画」に基づき、適切な緑地整備を行っています。旧本多家の庭園として、おたかの道湧水園内の植栽景観が美しく保たれています。				11 15
			国指定史跡であるため、史跡の保存に適した園内の樹木管理と緑地整備を行っていきます。				
			園内の樹木管理	・園内の樹木管理 ・伽藍中枢部周辺地域の緑地整備	・園内の樹木管理 ・伽藍中枢部周辺地域の緑地整備	・園内の樹木管理 ・伽藍中枢部周辺地域の緑地整備	
公民館課	公民館	壁面緑化に取り組みました。市民との協働緑化に努めました。	植栽、壁面緑化が推進され、各館で取組が進んでいます。				15
			公民館課全体で市民との協働による緑化を継続します。				
			<5館> グリーンカーテンの設置	<5館> グリーンカーテンの設置	<5館> グリーンカーテンの設置	<5館> グリーンカーテンの設置	

国分寺市緑の基本計画実施計画

令和3年3月

発行・編集／国分寺市都市建設環境部緑と建築課

〒185-8501 国分寺市戸倉 1-6-1

Tel. 042-325-0111 (代表)